

独立行政法人工業所有権情報・研修館職員給与規程

20010401 情館 005

平成 13 年 4 月 1 日

改正	20011130	情館 001	(平成 13 年 11 月 30 日施行)
改正	20021128	情館 002	(平成 14 年 12 月 1 日施行、平成 15 年 4 月 1 日施行)
改正	20031126	情館 001	(平成 15 年 12 月 1 日施行、平成 16 年 4 月 1 日施行)
改正	20041001	情館 041	(平成 16 年 10 月 1 日施行)
改正	20050622	情館 002	(平成 17 年 7 月 1 日施行)
改正	20051128	情館 005	(平成 17 年 12 月 1 日施行)
改正	20060401	情館 026	(平成 18 年 4 月 1 日施行)
改正	20061001	情館 001	(平成 18 年 10 月 1 日施行)
改正	20070326	情館 006	(平成 19 年 4 月 1 日施行)
改正	20070730	情館 007	(平成 19 年 8 月 1 日施行)
改正	20071130	情館 004	(平成 19 年 11 月 30 日施行)
改正	20080331	情館 006	(平成 20 年 4 月 1 日施行)
改正	20090331	情館 011	(平成 21 年 4 月 1 日施行)
改正	20090605	情館 004	(平成 21 年 6 月 8 日施行)
改正	20091130	情館 014	(平成 21 年 12 月 1 日施行)
改正	20100318	情館 002	(平成 22 年 4 月 1 日施行)
改正	20101130	情館 005	(平成 22 年 12 月 1 日施行)
改正	20110329	情館 011	(平成 23 年 4 月 1 日施行)
改正	20120228	情館 002	(平成 24 年 3 月 1 日施行)
改正	20120327	情館 005	(平成 24 年 4 月 1 日施行)
改正	20130326	情館 003	(平成 25 年 4 月 1 日施行)
改正	20131127	情館 003	(平成 26 年 1 月 1 日施行)
改正	20140326	情館 010	(平成 26 年 4 月 1 日施行)
改正	20141126	情館 003	(平成 26 年 12 月 1 日施行)
改正	20150319	情館 001	(平成 27 年 4 月 1 日施行)
改正	20160224	情館 004	(平成 28 年 3 月 1 日施行)
改正	20160323	情館 005	(平成 28 年 4 月 1 日施行)
改正	20161129	情館 008	(平成 28 年 12 月 1 日施行)
改正	20170314	情館 001	(平成 29 年 4 月 1 日施行)
改正	20170628	情館 012	(平成 29 年 7 月 1 日施行)
改正	20171215	情館 002	(平成 29 年 12 月 20 日施行)
改正	20180320	情館 006	(平成 30 年 4 月 1 日施行)
改正	20181225	情館 002	(平成 30 年 12 月 26 日施行)
改正	20190326	情館 023	(平成 31 年 4 月 1 日施行)
改正	20191126	情館 001	(令和元年 11 月 26 日施行)

改正	20200324	情館 001	(令和2年4月1日施行)
改正	20201124	情館 001	(令和2年11月27日施行)
改正	20220526	情館 004	(令和4年5月30日施行)
改正	20221129	情館 004	(令和4年12月1日施行)
改正	20221223	情館 006	(令和5年4月1日施行)
改正	20231128	情館 005	(令和5年12月1日施行)
改正	20231219	情館 004	(令和6年1月1日施行)
改正	20240322	情館 013	(令和6年4月1日施行)
改正	20241220	情館 009	(令和6年12月25日施行)
改正	20250326	情館 004	(令和7年4月1日施行)

#### (この規程の目的)

第1条 この規程は、独立行政法人工業所有権情報・研修館就業規則（20060401 情館 001。以下「就業規則」という。）第41条に規定する独立行政法人工業所有権情報・研修館と期間の定めのない雇用契約を締結した職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

#### (給与体系)

- 第2条 職員の給与は、俸給月額（以下「俸給」という。）、諸手当及び賞与とする。
- 2 諸手当は、職責手当、業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当とする。
  - 3 賞与は期末手当及び勤勉手当とする。

#### (俸給の支給日)

第3条 俸給及び諸手当は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち別に定める日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

#### (俸給の支給)

- 第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、職員以外の国家公務員が離職し、即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。
- 2 職員が退職し又は懲戒解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。
  - 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から就業規則第24条及び25条の規定に基づく休日を差し引いた日数を基礎として

日割によって計算する。

(俸給の決定)

第5条 職員の俸給は、別に定める規則により職員の能力、知識及び経験に基づき定める職務の級に応じ、別表の職員俸給表（以下「俸給表」という。）により決定された級及び号俸とする。

2 就業規則第15条の2第2項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第3項の規定により当該定年前再雇用短時間職員の属する職務の級に応じた額に、就業規則第23条第6項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間職員の勤務時間を同条第1項に規定する1週間についての勤務時間（38時間45分）で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給の決定等)

第6条 新たに職員となった者の俸給は、1級25号俸を大学卒業者の基準とし、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を総合的に勘案して別に定める基準に従い決定する。ただし、級及び号俸の決定が困難な場合は他の職員との権衡を考慮して決定することができる。

2 人事交流その他により、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）又は相当する規定の適用を受けていた者（以下「一般職給与法等適用職員」という。）の職務の級及び号俸の額は、職員となった前日に適用を受けていた職務の級及び号俸の額を、当館が規定する俸給表の職務の級及び号俸の額と比較し、該当するものに置き換える。ただし、置き換えることが困難な場合は、他の職員との権衡を考慮して定めることができる。

(昇給、昇格及び降格)

第7条 職員が職務の級を異にする昇格又は降格した場合における号俸は、別に定めるところにより決定する。

2 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第51条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

3 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（職務の級が7級以上であるものにあつては、三号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

4 次の各号に掲げる職員の第2項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、

かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳を超える職員 特に良好である場合

二 別表の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの 特に良好である場合

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (職責手当)

第8条 管理又は監督の地位にある職員の職務のうち別に定めるものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な職責手当を定めることができる。

2 前項の職責手当に定める職責手当額は、同項に規定する職務を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

#### (業務調整手当)

第8条の2 業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があるものとして別に定める部局の業務に従事する職員（管理職員を除く。）には、業務調整手当を支給する。

2 業務調整手当の月額額は、職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲で別に定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、業務調整手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

#### (扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、別表の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（別表の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する

日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10条 削除

(地域手当)

第11条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、別に定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎又は独立行政法人工業所有権情報・研修館借上げ住宅管理規程に定める借上げ住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
  - 二 第14条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
    - 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
      - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
      - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
    - 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
  - 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、別に定める職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
    - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
    - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
    - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,000円
    - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
    - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
    - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
    - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
    - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
    - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
    - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
    - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
    - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
    - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
  - 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前二号に定める額
- 3 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務

地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに別表の俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして、別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間職員に係る通勤手当の減額）

第13条の2 第13条第2項第二号（独立行政法人工業所有権情報・研修館職員育児休業、介護休業等に関する規程（20070326情館004。以下「育児介護規程」という。）第14条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の別に定める職員は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の別に定める割合は、100分の50とする。

#### (単身赴任手当)

- 第14条 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
  - 3 新たに別表の俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるものと認められるものとして理事長が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (在宅勤務等手当)

- 第14条の2 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について1箇月あたり10日以上許可を受けた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
  - 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、別に定める。

#### (給与の減額)

- 第15条 職員が勤務しないときは、就業規則第24条第二号に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日及び就業規則第24条第三号に規定する年末年始の休日（就業規則第26条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

#### (超過勤務手当)

第16条 所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 所定の労働時間が割り振られた日（次条の規定により所定の労働時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再雇用短時間勤務職員が、所定の労働時間が割り振られた日において、所定の労働時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「所定の労働時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の労働時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

#### (休日給)

第17条 休日等において、所定の労働時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

#### (端数計算)

第18条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第16条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

#### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額、職責手当の月額及び業務調整手当の月額の合計額を当該年度の1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 管理職員が就業規則第24条、第25条及び第26条の規定に基づく休日（次項において、「休日等」という。）に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害の対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であって独立行政法人工業所有権情報・研修館就業規則第23条第1項に規定する勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、管理職員にあっては12,000円を超えない範囲内において別に定める額

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第23条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職又は死亡した職員（第27条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（その職務の級が7級以上であって第8条の規定による職責手当に係る区分がⅠ種又はⅡ種の職務を占める職員（第24条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 その職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定

する合計額に、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当の不支給）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第46条第1項の規定により解雇された職員（同条同項第2号及び第4号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差し止め）

第23条 理事長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の

目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

#### (勤勉手当)

- 第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長又はその委任を受けた者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- 一 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
  - 二 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合にお

いて、第22条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第25条 第16条及び第17条の規定は、管理職員には適用しない。

2 第6条、第7条及び第9条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

（職責手当、扶養手当等の支給方法）

第26条 職責手当、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者の給与）

第27条 職員が業務上又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、又は疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別会計支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第16条第1項第1号により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障で就業規則第16条第1項第1号により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ次の割合を支給することができる。

一 就業規則第16条第1項第3号及び第4号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内

二 就業規則第16条第1項第5号の規定により休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内

三 就業規則第16条第1項第5号の規定により休職にされた場合 100分の70以内

6 休職者には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第

1 項に規定する基準日前1箇月以内に退職したときは、同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは、「第27条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 同条第2項から第5項までの規定による俸給及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

第28条 第15条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病にかかる就業規則第57条第1項に基づく就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（別に定める場合にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）が適用されていた職員から新たに独立行政法人工業所有権総合情報館の職員となった者のうち、給与法の一部改正法（平成10年法律第120号）附則第11項乃至第13項（昇給停止に関する経過措置）に該当する職員の昇給停止に関する経過措置については、給与法の適用を受ける職員の例による。
- 2 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日 20011130 情館001）

（施行期日）

この規程は、制定の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年11月29日 20021128 情館002）

（施行期日）

- 1 この規程は、制定の日の属する月の翌月の初日（制定の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項、第7項及び第8項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、独立行政法人工業所有権総合情報館職員給与規程（20090605 情館004。以下「給与規程」という。）別表の俸給表

に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与規程(以下この項において「改正後の給与規程」という。)第21条第2項から5項まで若しくは第27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成14年12月1日(期末手当について改正後の給与規程第21条第1項後段、又は第27条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与規程の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第2項に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について別に定める俸給月額)並びに改正後の給与規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与規程第21条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第21条第2項第一号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第21条第2項第二号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第21条第2項第三号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月1

5日以上2箇月15日未満」と、同規程第21条第2項第四号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業等給与支給規則の一部改正等)

7 育児休業等給与支給規則(20010401情館057)の一部を次のように改正する。第3条第1項中「3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)」を「6箇月以内」に改める。

8 平成15年6月1日に育児休業している職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の育児休業等給与支給規則第3条第1項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則(平成15年11月27日 20031126情館001)

(施行期日)

1 この規程は、制定の日の属する月の翌月の初日(制定の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条は平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、独立行政法人工業所有権総合情報館職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与規程(以下この項において「改正後の給与規程」という。)第21条第2項から5項まで若しくは第27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者  
にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養  
手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得  
た額に、同年4月（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあ  
つては、新たに職員となった月）から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た  
額
- 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を  
乗じて得た額

附 則（平成16年10月1日 20041001 情館041）

（施行期日）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日 20050622 情館002）

（施行期日）

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日 20051128 情館005）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、独立行政法人工業所有  
権情報・研修館職員給与規程（20090605 情館004。以下「給与規程」という。）別表の俸給  
表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日にお  
ける俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこ  
れらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異  
動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行う  
ことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号  
俸又は俸給月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成17年12月に支給する勤勉手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項の規

定にかかわらず、その者に所属する改正後の給与規程第24条第1項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計を加算した額に、100分の71.5（特定幹部にあっては、100分の91.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則（平成18年4月1日 20060401 情館026）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切り替え日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

二 職員の切替日における号俸は、理事長が個別に決定する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（切替日以降に育児介護規程第11条第1項に規定する育児短時間勤務（次号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員を除く。）で、その者の受ける俸給月額が、理事長が個別に決定する額（給与規程（平成21年12月1日 20091130 情館014。以下「平成21年改正給与規程」という。）の施行の日において、職務の級が1級又は2級以外の職員である者にあつては、当該理事長が個別に決定する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与規程（平成24年3月1日 20120228 情館002。）別表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者「（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける育児短時間勤務をしている職員について、前号の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に相当する額に、育児介護規程第15条の規定により読み替えられた独立行政法人工業所有権情報・研修館就業規則第23条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同号の規定に準じて、俸給を支給する。

三 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情

等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて俸給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

4 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる改正後の給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第3項	四号俸 三号俸	三号俸 二号俸
第7条第4項	四号俸 三号俸 二号俸	三号俸 二号俸 一号俸

(地域手当に関する経過措置)

5 改正後の給与規程の施行の際現に改正前の給与規程第11条の規定の適用を受けている職員に対する改正後の給与規程第11条の規定の適用については、「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

附 則 (平成18年10月1日 20061001 情館001)  
(施行期日)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日 20070326 情館006)  
(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における職責手当額に関する経過措置)

2 給与規程(平成18年4月1日 20060401 情館026)附則第3項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の給与規程第8条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「俸給月額と給与規程(平成18年4月1日 20060401 情館026)附則第3項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則 (平成19年8月1日 20070730 情館007)  
(施行期日)

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日 20071130 情報004)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行する。
- 二 改正後のこの規程(第24条第2項の規定を除く。)は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後のこの規程を適用する場合においては、改正前のこの規程に基づいて支給された給与は、改正後のこの規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成20年4月1日 20080331 情館006)

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日 20090331 情館011)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項、第3項並びに第24条第1項の改正規定並びに次項の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第一条第三号の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書の政令で定める日後1年間において行われる第1項の規定による改正後の給与規程第7条第2項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

附 則 (平成21年6月8日 20090605 情館004)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月8日から施行する。ただし、この規程は平成21年6月1日に遡及し適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第24条第2項の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第24条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則 (平成21年12月1日 20091130 情館014)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置)

2 職務の級が1級又は2級の職員以外の職員に関する平成21年12月10日に支給する場合における規程第24条第2項の適用については、同項中「100分の70」とあるのは「100分の67.8」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.8」とする。

附 則（平成22年3月18日 20100318 情館002）  
（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日 20101130 情館005）  
（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間、職員（その職務の級が6級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第28条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低の号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の合計額（第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の合計額(第24条第4項において準用する第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当にかかる第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の合計額(同条第4項において準用する第21条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

五 第27条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第27条第1項 前各号に定める額

ロ 第27条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に、100分の80を乗じて得た額

ハ 第27条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

ニ 第27条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第27条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定め

る。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、職責手当及び業務調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、職責手当及び業務調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第2項の規定が適用される間、第24条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）、12月に支給するときは100分の95（特定管理職員にあつては100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

6 職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員に関する平成22年12月10日に支給する場合における規程第24条第2項の適用については、同項中「100分の65」とあるのは「100分の62.4」と、「100分の85」とあるのは「100分の82.4」とする。

職務の級	号俸
1級	1号俸から93号俸まで
2級	1号俸から64号俸まで
3級	1号俸から48号俸まで
4級	1号俸から32号俸まで
5級	1号俸から24号俸まで
6級	1号俸から16号俸まで
7級	1号俸から4号俸まで

附 則（平成23年4月1日 20110329 情館011）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において給与規程第7条第2項の規定により昇給した職員そ

の他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成24年3月1日 20120228 情館002)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日 20120327 情館005)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

2 平成24年4月1日において給与規程(20060401 情館026) 附則第3項の規定による俸給に関する状況を考慮して36歳に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受けるもの(以下「除外職員」という。))である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第7条第2項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整する必要があるものとして次の各号に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(平成24年4月1日(以下「調整日」という。))において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員(同項第三号に掲げる職員を除く。)にあっては2号俸)上位の号俸とする。

一 平成24年4月1日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

二 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員

三 調整日において30歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

3 平成25年4月1日において給与規程(20060401 情館026) 附則第3項の規定による俸給に関する状況を考慮して39歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして次の各号に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が指定する職員にあっては2号俸)上位の号俸とする。

一 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上

に該当する職員

二 平成25年4月1日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

4 平成26年4月1日において給与規程(20060401情館026)附則第3項の規定による俸給に関する状況を考慮して45歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして次の各号に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が指定する職員にあっては2号俸)上位の号俸とする。

一 平成26年4月1日において38歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

二 平成26年4月1日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

三 平成26年4月1日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則 (平成25年4月1日 20130326 情館003)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月1日 20131127 情館003)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日 20140326 情館010)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日 20141126 情館003)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(平成27年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

2 平成27年3月31日までの間における職員給与規程第7条第3項の規定の適用については、同項中「四号俸」とあるのは「三号俸」と、「三号俸」とあるのは「二号俸」とする。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日 20150319 情館 001)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員 (切替日以降に独立行政法人工業所有権情報・研修館職員育児休業、介護休業等に関する規程 (以下において「育児介護規程」という。)) 第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務 (次項において「育児短時間勤務」という。)) を始めた職員、切替日前に育児介護規程第 4 条の規定により育児休業をしていた期間がある職員であって、切替日以降に当該期間を含む期間に係る復職時調整をされた職員を除く。) で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額 (職員給与規程別表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 6 級以上である者「(以下この項において「特定職員」という。)) にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日 (特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日) 以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額) を俸給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に育児短時間勤務をしている職員について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に相当する額に、育児介護規程第 15 条の規定により読み替えられた独立行政法人工業所有権情報・研修館就業規則第 23 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前 2 項の規定に準じて俸給を支給する。

附 則 (平成 28 年 3 月 1 日 20160224 情館 004)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、改正後のこの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 20160323 情館 005)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 12 月 1 日 20161129 情館 008)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。ただし改正後の別表 俸給表 (第 5 条関係) は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日 20170314 情館 001)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の給与規定第 9 条第 1 項ただし書及び第 10 条第 3 項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与規定第 9 条第 3 項及び第 10 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円 (別表の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの (以下「8 級職員」という。) にあっては、3,500 円)、前項第二号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる配偶者」という。) については 10,000 円、同項第二号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 8,000 円 (職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる父母等」という。) については 1 人につき 6,500 円 (職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、同条第 1 項中「扶養親族 (9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、9 級以上職員から 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨 (新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合 (9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第 2 項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第 2 項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。)」四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第一号に該当する場合を除く。)」と、同条第 2 項中「扶養親族 (9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9 級以上職員から 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9 級以上職員以外の職員から 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の

規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規定第9条第1項ただし書及び第10条第3項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与規定第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(別表の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円)、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第1項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（9級

以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規定第9条第1項ただし書並びに第10条第3項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の給与規定第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第1項中「扶養親族（9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9级以上職員から9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9级以上職員から9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9级以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9级以上職員以外の職員から9级以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9级以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「8級職員が8級職員及び9级以上職員」とあるのは「8级以上職員が8级以上職員」と、同項第六号中「8級職員等及び9级以上職員」とあるのは「8级以上職員」と、「が8級職員等」とあるのは「が8级以上職員」とする。

附 則（平成29年7月1日 20170628 情館 012）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日 20171219 情館 002）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年12月20日から施行し、改正後の規程は平成29年4月1日から適用する。

（給与の支給等の特例）

- 2 職員給与規程（平成22年12月1日 20101130 情館 005）附則第2項に規定する特定職員であり、かつ平成29年4月1日前に55歳に達した者であつて、同項の規定による俸給を支給される者（以下「経過措置額支給対象者」という。）に対する平成29年4月1日

から施行の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当

3 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員給与規程第15条の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

4 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の職員給与規程による俸給月額から職員給与規程（20101130 情館 005）附則第2項に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規程（20150319 情館 001）附則第2項の規定による俸給の額との合計額が、改正前の職員給与規程の規定による俸給月額から職員給与規程（20101130 情館 005）附則第2項に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規程（20150319 情館 001）附則第2項の規定による俸給の額との合計額に達しない場合に俸給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

附 則（平成30年4月1日 20180320 情館 006）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（最高の号俸を受けるものを除く）のうち、平成27年1月1日において給与規程第7条第2項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年12月26日 20181225 情館 002）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年12月26日から施行し、改正後の規程は平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日 20190326 情館 023）

（施行期日）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 26 日 20191126 情館 001）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 11 月 26 日から施行し、改正後の規程は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 20200324 情館 001）

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日 20201124 情館 001）

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。

（令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第 21 条の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、100 分の 125 を乗じて得た額（その職務の級が 7 級以上であって第 8 条の規定による職責手当に係る区分が I 種又は II 種の職務を占める職員（第 24 条において「特定管理職員」という。）にあつては、100 分の 105 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、改正後の職員給与規程第 21 条第 2 項第 1 号から 4 号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（令和 4 年 5 月 26 日 20220526 情館 004）

（施行期日）

1 この規程は、令和 4 年 5 月 30 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第 21 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、127.5 分の 15（特定管理職員にあつては、107.5 分の 15）を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（令和 4 年 12 月 1 日 20221129 情館 004）

（施行期日）

1 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、改正後の規程における俸給表は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 4 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 12 月に支給する勤勉手当の額は、改正後の職員給与規程第 24 条の規定にか

かわらず、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならないものとする。

附 則（令和5年4月1日20221223情館006）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条、第7条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 就業規則第44条の4第1項又は第2項の規定により同規則第44条の2第1項に規定する異動期間（同規則第44条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第44条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

二 就業規則第44条の5第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同規則第44条第2項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

4 就業規則第44条の2第3項に規定する他の職務への降任等をされた職員であって、当該他の職務への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則（令和5年4月1日20221223情館006）第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次に掲げる職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則（令和5年4月1日20221223情館006）第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

一 就業規則第44条の2第3項に規定する他の職務への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ロ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等（育児休業、介護休業等に関する規程第11条及び第12条に定める育児短時間勤務又はその延長をいう。以下同じ。）をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

- 二 異動日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定（俸給月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 6 就業規則第44条の2第3項に規定する他の職務への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に附則（令和5年4月1日20221223情館006）第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（特定日後に第二号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「特定日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第6項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第8項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6項基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 一 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号俸等に対応する俸給月額との差額（降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- 二 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額
- 三 異動日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に100分の70を乗じて得た額

- 7 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6項基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。
- 8 第6項第一号又は第二号に該当する職員であって同項第三号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第6項第一号又は第二号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6項基礎俸給月額は、同項第一号又は第二号に規定する俸給月額について特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。
- 9 第6項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、理事長の認めるところにより、別段の取扱いをすることができる。
- 10 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（就業規則第44条の4第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、異動日に第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下この項において「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第10項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（第12項第一号から第三号まで、第14項並びに第15項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第10項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 11 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。
- 12 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（異動日後に第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号及び第五号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第12項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第14項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第12項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支

給する。

一 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て降格する場合を除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号俸等に対応する俸給月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する異動日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する異動日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

13 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第12項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。

14 第12項第一号又は第二号のいずれかに該当する職員であって、第三号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第12項第一号又は第二号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第12項基礎俸給月額は、同項第一号又は第二号に規定する俸給月額について異動日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。

15 第12項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、理事長の認めるところにより、別段の取

扱いをすることができる。

- 16 第4項又は第6項から第15項までの規程による俸給を支給される以外の第2項の規定の適用を受ける職員であって、人事交流等、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、次項に定めるところにより、第4項から第15項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 17 国の機関、地方公共団体、情報・研修館以外の独立行政法人、国立大学法人その他理事長が認める機関から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職員に採用された職員（以下、この項において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員になった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この項において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（第20項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（人事交流職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この項において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして第2項の規定が適用された場合に仮定特定日当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「特定日俸給月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第16項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第16項基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を、前項の規定による俸給として支給する。
- 18 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規程の適用については、同項中「第16項基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。
- 19 俸給月額の改定をする法令の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日以降であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の俸給表の俸給月額が改定された場合における前二項の適用については、人事交流等職員について適用される第16項基礎俸給月額は第16項に規定する俸給月額について特定日の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。
- 20 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、第2項の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、理事長の定める日以後、理事長が定める額を、第16項の規定による俸給として支給する。
  - 一 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - 二 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

三 人事交流等職員となった日以後に理事長の承認を得てその号俸を決定された職員または理事長が定めるこれに準ずる職員

21 附則（令和5年4月1日 20221223 情館 006）第4項又は第6項から第15項の規定による俸給を支給される職員に対する第21条第4項（第24条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則（令和5年4月1日 20221223 情館 006）第4項、第6項から第15項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則（令和5年12月1日 20231128 情館 005）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、改正後の規程における俸給表は令和5年4月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和5年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第21条の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（その職務の級が7級以上であって第8条の規定による職責手当に係る区分がⅠ種又はⅡ種の職務を占める職員（第24条において特定管理職員という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、改正後の職員給与規定第21条第2項第一号から四号に定める割合を乗じて得た額とする。

（令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3 令和5年12月に支給する勤勉手当の額は、改正後の職員給与規程第24条の規定にかかわらず、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならないものとする。

附 則（令和6年1月1日 20231219 情館 004）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日 20240322 情館 013）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月25日 20241220 情館 009）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月 日から施行し、第21条第2項及び第24条第2項の規定については令和6年12月1日から、改正後の規程における俸給表については令和6年

4月1日からそれぞれ適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和6年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第21条の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（その職務の級が7級以上であって第8条の規定による職責手当に係る区分がⅠ種又はⅡ種の職務を占める職員（第24条において特定管理職員という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、改正後の職員給与規定第21条第2項第一号から四号に定める割合を乗じて得た額とする。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当の額は、改正後の職員給与規程第24条の規定にかかわらず、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならないものとする。

附 則 (令和7年4月1日 20250326 情館 004)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において俸給表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表2に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及びこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間における第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員に対しては」と、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障

六 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第六号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。